

議 員 派 遣 の 件

令和３年６月２４日

本議会は、地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１２８条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

１ 別海町議会主催議員研修会

- (１) 目 的 議員力の向上を図るため、全議員を対象とした研修会を実施する。
- (２) 派遣場所 別海町議会議事堂
- (３) 期 間 ① 令和３年７月下旬
② 令和３年８月下旬
- (４) 派遣議員 西原浩議員ほか９名